別紙３

循環型社会形成の推進のための法体系

環境基本法（1993年）

循環型社会形成推進基本法（2000年）

（廃棄物の適正処理）

廃棄物処理法（1970年）

〇廃棄物の発生抑制
〇廃棄物の適正処理
〇廃棄物処理施設の設置規制
〇廃棄物処理業者に対する規制
〇廃棄物処理基準の設定等

（３Rの推進）

資源有効利用促進法（1991年）

〇再生資源のリサイクル
〇リサイクル容易な構造、材料等の工夫
〇分別回収のための表示
〇副産物の有効利用の促進

容器包装リサイクル法（1995年）

〇容器包装の市町村による分別収集
〇製造・利用業者に再商品化義務

家電リサイクル法（1998年）

〇廃家電を小売店が消費者から引取
〇製造業者等に再商品化義務
〇消費者がリサイクル費用負担

建設リサイクル法（2000年）

〇工事受注者が建築物の分別解体等
〇工事受注者が建設資材廃棄物の再資源化等

グリーン購入法（2000年）

〇国等による環境物品等の調達推進

食品リサイクル法（2000年）

〇食品の製造・加工・販売業者が食品廃棄物の再生利用等

自動車リサイクル法（2002年）

〇関係業者が使用済み自動車の引取、フロン回収、解体、破砕
〇新車販売時にリサイクル料金を支払う
〇製造業者等がエアバッグ・シュレッダーダストの資源化、フロン破壊

小型家電リサイクル法（2012年）

〇使用済小型電子機器等を認定事業者等が再資源化

プラスチック資源循環促進法（2021年）

〇国がプラスチック使用製品設計指針を策定
〇特定プラスチック使用製品の提供事業者による使用の合理化
〇プラスチック製品の市町村による収集・再商品化
〇製造業者等による自主回収・再資源化
〇排出事業者による排出の抑制、再資源化計画